

情報提供

那医発第 289 号
令和 6 年 10 月 8 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗
常任理事 玉城 研太郎



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「令和 6 年度「治療と仕事の両立支援シンポジウム」について（周知依頼）」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）
.....記.....

沖 医 発 第 9 3 0 号
令 和 6 年 1 0 月 2 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

常任理事 玉城研太郎

令和 6 年度「治療と仕事の両立支援シンポジウム」について（周知依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会より標記文書が発出されましたので、お知らせいたします。

本件は、厚生労働省が令和 6 年度「治療と仕事の両立支援シンポジウム」を開催する旨の通知となっております。

今年度のシンポジウムは、『すべての働く方、会社が、「自分事・自分たち事」として取り組む両立支援』をメインテーマとして、治療と仕事の両立支援の進め方や実践方法について、労働者（患者）、企業、医療機関、両立支援コーディネーターの各支店から取組や事例の紹介が行われるものとなっております。

なお、本シンポジウムは、会場参加の他、オンライン配信でもご参加いただくことが可能です。

つきましては、ご多用のところ大変恐縮に存じますが、貴会におかれましても本件についてご了知の上、貴管下関係医療機関への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

■ 令和 6 年度「治療と仕事の両立支援シンポジウム」について（周知依頼）

（令和 6 年 9 月 27 日 日医発第 1122 号（健 I））

※ 関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会業務 2 課 平良、高良、勢理客
TEL : 098-888-0087
FAX : 098-888-0089
Mail : g2@okinawa.med.or.jp



日医発第 1122 号 (健 I)

令和 6 年 9 月 27 日

都道府県医師会
産業保健担当理事 殿

日本医師会常任理事

松岡 かおり
(公印省略)

令和 6 年度「治療と仕事の両立支援シンポジウム」について (周知依頼)

この度、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長から、令和 6 年度「治療と仕事の両立支援シンポジウム」(令和 6 年 11 月 19 日 (火)) の開催について、別添の通り本会あてに周知依頼がありました。

今年度のシンポジウムは、『すべての働く方、会社が、「自分事・自分たち事」として取り組む両立支援』をメインテーマとして、治療と仕事の両立支援の進め方や実践方法について、労働者(患者)、企業、医療機関、両立支援コーディネーターの各視点から取組や事例の紹介が行われます。また、本シンポジウムは、会場参加の他、オンライン配信も行われます。

参加申込につきましては、下記 URL にある申込フォームからお申込み下さい。

つきましては、開催案内のリーフレットを送付いたしますので、貴会会員に本件の周知方につきまして、ご高配を賜われますようお願い申し上げます。

(厚生労働省 令和 6 年度「治療と仕事の両立支援シンポジウム」広報サイト)

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/symposium/>

基安労発 0918 第 2 号
令和 6 年 9 月 18 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

令和 6 年度「治療と仕事の両立支援シンポジウム」の周知について（ご依頼）

厚生労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、治療と仕事の両立支援の促進を図るため、下記のとおり、治療と仕事の両立支援シンポジウムを開催することといたしました。

つきましては、貴団体におかれましては、関係者に広く周知いただきますよう何卒ご協力をお願い申し上げます。

記

1 日時

令和 6 年 11 月 19 日（火） 13：30～16：00

2 会場

東京商工会議所 5 階 カンファレンスルーム
（東京都千代田区丸の内 3-2-2（丸の内二重橋ビル））

※会場参加のほか、オンライン配信でもご参加いただけます。

3 概要

今年度のシンポジウムは『すべての働く方、会社が、「自分事・自分たち事」として取り組む両立支援』をメインテーマとして、治療と仕事の両立支援の進め方や実践方法について、労働者（患者）、企業、医療機関、両立支援コーディネーターの各視点から取組や事例を紹介いたします。

▶会場参加のお申し込みやお問い合わせ、オンライン配信の視聴方法等詳細については、治療と仕事の両立支援ポータルサイトをご覧ください。



以上

令和
6年度

厚生労働省委託事業 治療と職業生活の両立支援広報事業

治療と仕事の両立支援 シンポジウム・セミナー

参加
無料

テーマ

すべての働く方、会社が、
「自分事・自分たち事」として取り組む両立支援

令和6年11月19日 火 13:30・16:00 定員 250名
(定員になり次第締切)

場所 東京商工会議所 5階 カンファレンスルーム

オンライン配信あり / 終了後はアーカイブ配信予定

申込方法 参加を希望される方は、申込フォームでお申し込みください
申込フォーム URL : <https://forms.office.com/r/bc570UrbPv>



シンポジウム

「治療と仕事の両立支援とは? 動き始めるのは会社自身、そして、労働者自身。」

シンポジウムでは、様式(「勤務情報提供書」や「主治医意見書」等)を介した治療と仕事の両立支援の進め方や実践方法について、労働者(患者)、企業、医療機関、両立支援コーディネーターの各視点からお伝えします。
治療と仕事の両立支援に関わられている方だけでなく、まだ取り組まれていない企業や団体、自分の会社では取り組みが困難と悩まれている方も是非ご参加ください。

詳細はこちら



基調講演

産業医科大学 医学部 両立支援科学 准教授 永田 昌子 氏

事例発表・パネルディスカッション

事前に治療と仕事の両立支援に関する質問を受け付けます。

基調講演・ファシリテーター



産業医科大学 医学部
両立支援科学
准教授
永田 昌子 氏

パネリスト



医療法人社団輝生会
在宅総合ケアセンター成城
成城リハビリテーション病院
ソーシャルワーカー
日下 真由美 氏

パネリスト



上野医院
医師
上野 学 氏

パネリスト



株式会社ニッシン
代表取締役
竹内 新 氏

パネリスト



アポワール
インターナショナル株式会社
代表取締役
中村 真由美 氏

パネリスト



独立行政法人労働者健康安全機構
(JOHAS) 島根産業保健総合支援センター
産業保健専門職
仲佐 菜生子 氏

プログラム

| | | |
|---------------------|-------------|--------------------------|
| 13:30 ▶ 13:35 (5分) | 挨拶 | 厚生労働省労働基準局 安全衛生部長 |
| 13:35 ▶ 14:05 (30分) | 基調講演 | 永田 昌子 氏 |
| 14:05 ▶ 15:20 (75分) | 事例発表 | 永田 昌子 氏 日下 真由美 氏 上野 学 氏 |
| 15:20 ▶ 16:00 (40分) | パネルディスカッション | 竹内 新 氏 中村 真由美 氏 仲佐 菜生子 氏 |

※プログラムと時間は予定であり、変更になる場合があります。

オンラインセミナー開催予定

| | | |
|------------------|--------------|---|
| 令和6年12月12日(木) 予定 | オンラインセミナー1回目 | 治療と仕事の両立支援とは? 様々な業種の中小企業の取組から学ぶ |
| 令和7年1月中旬予定 | オンラインセミナー2回目 | 治療と仕事の両立支援とは? 労働者の経験・エピソードから学ぶ両立支援の進め方 |



参加方法など詳細はこちら

ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」

お問い合わせ

「治療と職業生活の両立支援広報事業」事務局
E-mail: info@chiryu-act-shigyofuamhiw.go.jp



治療 両立ナビ | 検索

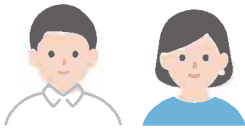
治療と仕事の両立とは



病気を抱えながらも、働く意欲や能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を逃すことなく、また、治療の必要性を理由として職業生活の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら、生き生きと就労を続けられることです。

治療と仕事の両立支援に取り組むことの意義

◆ 労働者にとっての意義



疾病にかかったとしても、本人が希望する場合は、疾病を増悪させることがないように、適切な治療を受けながら、仕事を続けられる可能性が高まります。

◆ 事業者にとっての意義



労働者の健康確保とともに、大切な人材を失わずにすみ、労働者のモチベーション向上により人材の定着や生産性向上につながります。「健康経営」や社会的責任(CSR)の取組そのものであり、多様な人材の活用による事業の活性化が期待されます。

◆ 医療関係者にとっての意義



仕事を理由とする治療の中断や、仕事の過度な負荷による疾病の増悪を防ぐことで、疾病の治療を効果的に進めることが可能となります。

◆ 社会にとっての意義



疾病を抱える労働者の方々も、それぞれの状況に応じた就業の機会を得ることが可能となり、全ての人が生きがい、働きがいを持って各々活躍できる社会の実現に寄与することが期待されます。

詳しくはこちら



■ 事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン

治療が必要な疾病を抱える労働者が、業務によって疾病を増悪させることなく、適切な治療を受けながら就労を続けられるよう、事業場における両立支援のための取組事項をまとめたものです。



治療と仕事の両立支援ナビからダウンロードできます

■ 治療と仕事の両立支援ナビ

好事例や活用可能な制度・助成等、治療と仕事の両立支援に関する総合的な情報を発信しています。

